

政令指定都市における条例の規定項目

内容	札幌	さいたま	千葉	横浜	川崎	相模原	新潟	浜松	名古屋	京都	大阪	堺	神戸	岡山	広島	熊本	
	-	R3.4	R6.4	H31.4	R4.4	R5.4	R4.8	R4.4	H30.4	H23.4	R2.4	H25.4	H25.4	H23.4	R4.4	R5.9	
1 目的	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
2 定義	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
3 基本理念	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
4 市の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
5 市民の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
6 事業者の責務	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	15
7 民間支援団体の責務／役割							○			○							2
8 犯罪被害者等の支援に関する計画	○						○			○						○	4
9 附属機関の設置／諮問							○									○	2
10 支援体制の整備／関係機関との連携	○	○		○			○									○	5
11 財政上の措置							○										1
12 初期段階における支援											○						1
13 相談、情報の提供／相談窓口の設置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
14 見舞金の支給	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○		13
15 日常生活の支援		○	○	○	○	○	○		○	○	○		○		○		11
16 保健医療・福祉サービスの提供							○							○		○	3
17 心理的外傷からの回復に向けた支援		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○		12
18 居住の安定に向けた支援		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	15
19 個人情報の適切な取扱い		○					○						○	○	○	○	6
20 雇用の安定（勤務への配慮）	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		14
21 真相究明に向けた支援																	0
22 市民以外への支援（助言等）		○	○	○		○									○		5
23 大学等との連携（啓発等）										○							1
24 観光旅行者等に対する支援										○							1
25 教育活動の推進							○			○		○					3
26 犯罪被害者等支援を行う人材の育成	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		○		13
27 未成年者への配慮																○	1
28 民間支援団体への支援	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	14
29 市民等の理解の増進／広報及び啓発	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	16
30 関係部局の連携															○		1
31 意見の反映	○	○	○		○	○	○		○		○				○	○	10
32 支援を行わないことができる場合		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		14
33 委任／施行の細目	○	○		○		○	○	○	○		○	○	○			○	11